

報告第2号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和元年5月30日提出

前橋市長 山 本 龍

別紙

専 決 処 分 書

前橋市国民健康保険税条例の改正について

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月29日

前橋市長 山 本 龍